

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市駐車場条例の一部を改正する条例

立川市駐車場条例（昭和47年立川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
施設区分	駐車区分	単位	駐車料金	施設区分	駐車区分	単位	駐車料金
…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
立川市緑川第六駐車場	全日定期駐車	1台につき1月	<u>15,000円</u>	立川市緑川第六駐車場	全日定期駐車	1台につき1月	<u>12,000円</u>
…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
備考		…略…		備考		…略…	

附 則

- この条例は、令和2年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の立川市駐車場条例の規定は、施行日以後に利用するものから適用し、同日前に利用するものについては、なお従前の例による。